

中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォースの開催について

令和8年3月31日
関係省庁申合せ
令和8年4月16日
一部改正
令和8年8月25日
一部改正

1. 現下のイラン情勢の中で国民の命と暮らしを守るべく、中東情勢に伴う重要物資安定確保担当大臣の下、関係行政機関が緊密に連携し、石油製品・関連製品を含む重要物資の安定供給等を図るため、中東情勢に関する関係閣僚会議の下に、中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を開催する。

2. タスクフォースの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	内閣官房副長官補（外政担当）
構成員	内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）
	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
	金融庁次長
	消費者庁次長
	総務省大臣官房総括審議官
	外務省経済局長
	財務省大臣官房総括審議官
	文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
	厚生労働省医務技監
	農林水産省大臣官房総括審議官
	経済産業省大臣官房政策立案総括審議官
	経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
	経済産業省製造産業局長
	資源エネルギー庁次長
	国土交通省総合政策局長
	環境省環境再生・資源循環局長

3. タスクフォースの庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前三項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

1. この規程は、令和8年3月31日から実施する。
2. この規程の効力は、閣僚会議等の開催等に係る規程の見直しについて（令和8年1月20日内閣総理大臣決裁）第1項から第3項までの規定の例によるものとする。